

諮問日：平成31年3月11日（平成30年度（最情）諮問第92号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第40号）

件名：司法修習予定者の実務修習地を決定する際に作成した文書等の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書（以下、併せて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、別紙2記載1の文書を「本件名簿」といい、別紙2記載2の文書と併せて「本件各開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件名簿のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、第72期司法修習生採用選考申込者の性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等は個人識別情報ではないといえる。
- 2 本件各開示文書とは別に、例えば、次の文書が作成されたはずである。
  - (1) 実務修習地決定のための会議を開催した際の資料
  - (2) 組の数を決めた上で、京都修習と大津修習を一緒にしたり、神戸修習と奈良修習を一緒にしたりすることを決定した際の文書
  - (3) どの司法修習生をどの実務修習地に配属するかを検討した際に作成した文

書

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

##### 1 文書の整理について

別紙1記載1の開示の申出に係る文書については、第72期司法修習について司法修習予定者ごとの実務修習地を決定する際に作成した文書、つまり、個別の司法修習採用選考申込者と実務修習地を関連付ける内容の文書と整理した。

このような整理を踏まえると、苦情申出人の主張する「組の数を決めた上で、京都修習と大津修習を一緒にしたり、神戸修習と奈良修習を一緒にしたりすることを決定した際の文書」は、対象文書には相当しない。

##### 2 本件名簿の作成過程について

司法研修所では、司法修習採用選考申込者ごとの実務修習地について、実務修習希望地調査書に記載された希望修習地及びその順位、各人の健康状態、家族状況等の諸般の事情を考慮して検討・調整を行った上で、本件名簿を作成して決定している。個々の検討・調整については、その後も変更が重ねられていく流動的なものにすぎず、個別に文書を作成する必要はないため、本件名簿以外の文書は作成又は取得していない。

なお、司法修習採用選考申込者の実務修習地を決定し、本件名簿を作成する段階で会議は開催していない。

##### 3 本件不開示部分について

本件名簿に記載されている司法修習採用選考申込者の性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等は、同申込者の氏名及び生年月日と一体として個人識別情報に相当する。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月11日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 令和元年6月21日 本件各開示文書の見分及び審議

④ 同年7月19日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件不開示部分のうち、第72期司法修習生採用選考申込者の性別、実務修習地、組、出席番号、修習班等は個人識別情報ではない旨を主張する。

しかし、本件名簿を見分した結果によれば、本件不開示部分には、上記採用選考申込者の氏名、フリガナ、戸籍名、生年月日、性別、実務修習地、組、出席番号及び修習班が同申込者ごとに記載されていることが認められる。これらの情報は同申込者ごとに一体となって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、かつ、同号ただし書の対象となる記載は認められない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって、本件不開示部分は同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 苦情申出人は、本件各開示文書以外にも、例えば、①実務修習地決定のための会議を開催した際の資料、②組の数を決めた上で、京都修習と大津修習を一緒にしたり、神戸修習と奈良修習を一緒にしたりすることを決定した際の文書、③どの司法修習生をどの実務修習地に配属するかを検討した際に作成した文書等、本件各開示申出文書に該当する文書が存在する旨を主張する。

まず、別紙1記載1の開示の申出に係る文書は、その申出の内容に照らせば、第72期司法修習について、司法修習予定者ごとの実務修習地を決定する際に作成した文書であると解されるから、その対象文書として、最高裁判所が本件名簿を特定したことは妥当である。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人が主張する上記②の文書は、司法修習予定者ごとの実務修習地を決定する際に作成されるものではないと認められるから、

対象文書には該当しないといえる。

次に、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習採用選考申込者ごとの実務修習地を決定するに当たっては、実務修習希望地調査書に記載された希望修習地及びその順位、各人の健康状態、家族状況等の諸般の事情を考慮して検討・調整を行い、本件名簿を作成して決定しており、その際の個々の検討・調整については、順次変更が重ねられていく流動的なものにすぎないから、個別に文書を作成する必要はないとのことである。司法修習採用選考申込者ごとの実務修習地がこのような検討・調整を経て決定されることを踏まえて検討すれば、本件名簿以外の文書は作成又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。したがって、苦情申出人が主張する上記③の文書を最高裁判所が保有しているとは認められない。

また、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習採用選考申込者の実務修習地を決定し、本件名簿を作成する段階で会議は開催していないとのことであり、実務修習地の決定に際して必ず会議が開催されているという事情はうかがえないことからすれば、このような説明の内容が不合理とはいえない。したがって、苦情申出人が主張する上記①の文書を最高裁判所が保有しているとは認められない。

そのほか、最高裁判所において、本件各開示文書以外に本件各開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせるような事情は認められない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件各開示文書以外に本件各開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                      高      橋                      滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙 1

- 1 72期司法修習予定者の実務修習地を決定する際に作成した文書（72期司法修習予定者から提出された文書は除く。）
- 2 72期司法修習予定者の実務修習地の決定に関与した職員の氏名が分かる文書（決裁文書を含む。）

別紙 2

- 1 第 7 2 期司法修習生採用選考申込者の氏名，生年月日，性別，実務修習地，組，出席番号，修習班等が記載された名簿
- 2 上記名簿の決裁票